資料2
（施工企画調整室）

令和６年度積算基準等の主な改定内容

１．働き方改革に取り組める環境整備

（１）週休２日制工事及び交替制工事における間接工事費等の補正
週休２日の実現に向けた環境整備として、工期全体（通期）での週休２日（４週８休）に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、実態調査の結果を踏まえ補正係数を改定。

（２）時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し
最新の実態を踏まえ、書類作成の経費などによる現場管理費の増加を反映。

（３）移動時間を踏まえた積算の適正化
現場への移動時間等を詳細に把握し分析を行い、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり作業量が減少している傾向がみられた工種の歩掛を改定。

（４）現場環境改善費の設定
農家との調整や地域住民の生活環境への配慮、現場従事者の作業環境の改善を行うための現場環境改善費について、経費率を定め加算。令和６年度は、実態調査の結果を踏まえ経費率を改定。

（５）月標準稼働日数の算定方法の見直し
猛暑日及び近年の降雨状況を反映した工期設定となるよう月標準稼働日数の算定方法を見直し。

２．円滑な施工体制の確保

（１）大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）
平成23年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）及び平成28年熊本地震（熊本県内）の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生していることから、実態調査の結果を踏まえ、間接工事費の補正等について一部見直しを行ったうえで、令和６年度も継続。広島県内の補正は、終了。

（２）中山間地域における諸経費の補正
実態調査の結果を踏まえ、中山間地域における諸経費（共通仮設費、現場管理費）の補正係数を改定。

令和６年度積算基準等の主な改定内容

（施工企画調整室）

（２）地質調査業務の諸経費
実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定。

３．その他の現場実態を踏まえた改定

（１）土木工事

① 土木工事標準歩掛
歩掛調査の結果を踏まえ、歩掛を改定する。
【農林単独】
ネットフェンス工、排水材設置工（新設）硬質ポリ塩化ビニル管人力布設、〃機械布設、ほ場整備整地工（バックホウ単独施工）、暗渠排水工（サイクルタイム化（新設））　ほか９工種（機械損料数量の見直し）
【２省共同】
鋼管・既製コンクリート杭打工（中堀工法）、場所打杭工（大口径ﾎﾞｰﾘﾝｸﾏｼﾝ工）、〃（ﾀﾞｳﾝｻﾞﾎｰﾙﾊﾝﾏ工）、軟質地盤処理工（スラリー撹拌工）、〃（高圧噴射撹拌工）、薬液注入　工、排水材設置工（新設）、消波工、かごマット工（多段積型）、舗装版削孔工（新設）、集水井工（ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄ土留工法）、地すべり防止工（ふとんかご）、〃（じゃかご）、仮橋・仮桟橋工、ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏ工、油圧圧入引抜工、重建設機械分解組立運搬ほか７工種（機械損料数量の見直し）

② 施工パッケージ関係
施工パッケージ歩掛を改定する。
土工、舗装版切断工、舗装版破砕工、アンカー工、ボックスカルバート機械据付、安定処理工、路側工（据付）の改正のほか、日当り標準作業量を見直し

（２）調査・測量・設計業務

① 標準歩掛
歩掛調査の結果を踏まえ、歩掛を制定、改定。
【設計業務】積算参考資料作成、【解析等調査業務】計画準備

② 打合せ
測量業務の打合せに係る職種、工数を改定

令和６年度積算基準等の主な改定内容

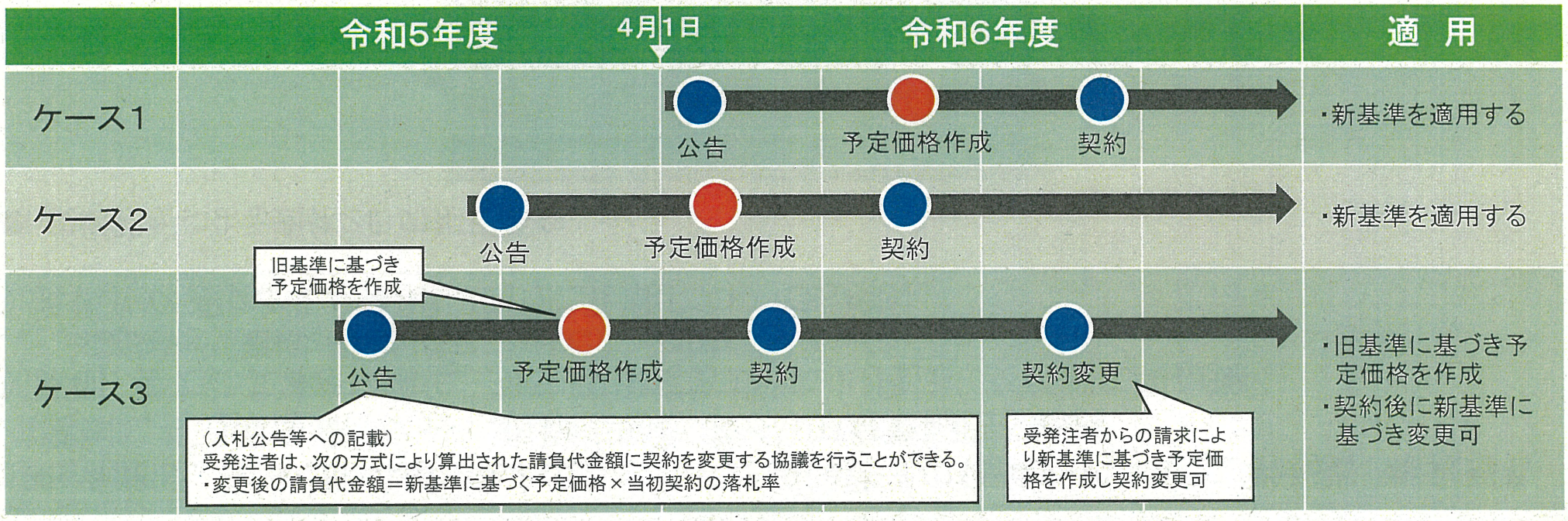
（施工企画調整室）

４．ＩＣＴの更なる拡大

（１）情報化施工の対象工種及び対象技術の拡大
新工種として地盤改良工及び法面保護工を追加。

適用スケジュール

上記に示す改定内容については、令和６年４月１日以降に契約に係る案件から適用する。
なお、旧基準に基づき予定価格を作成し、令和６年４月１日以降に契約する案件については、契約後に新基準に基づき契約変更が可能。



週休２日制工事及び交替制工事における間接工事費の補正

（施工企画調整室）

○ R6年度は、週休2日（4週8休以上）について、実態調査の結果を踏まえて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）の経費補正を継続。
○ 原則、全ての工事を対象に、発注者指定方式※により発注（交替制工事は除く）。
※発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
○ 月単位の週休2日の実現に向けた取組についても検討。

■ 現場閉所による週休2日の補正係数

R6年度	4週8休以上
労務費	1．02
機械経費（賃料）	1．02
共通仮設費（率分）	1．02
現場管理費（率分）	1．05

※4週7休以上、4週6休以上の補正係数は廃止

■ 交替制による週休2日の補正係数

R6年度	4週8休以上
労務費	1．02
現場管理費（率分）	1．01

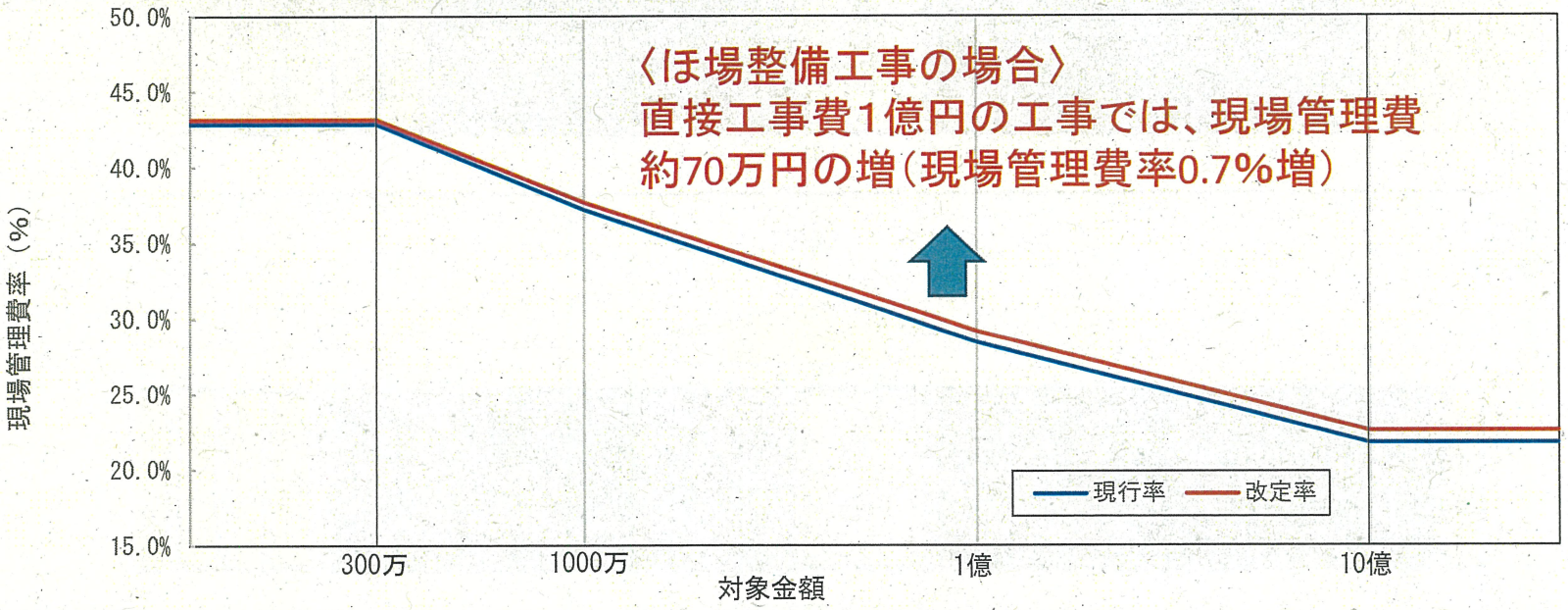
※4週7休以上、4週6休以上の補正係数は廃止

時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

（施工企画調整室）

○ 最新の実態を踏まえ、下請けの本社経費や書類作成の外注経費などによる現場管理費の増加を反映（全ての工種に適用）。

現場管理費率改定イメージ（例：ほ場整備工事）



【現行】

300万円以下	300万円超え10億円以下	10億円超え
42.87	$244.0 \times (\text{対象金額})^{-0.1166}$	21.78

【改定】

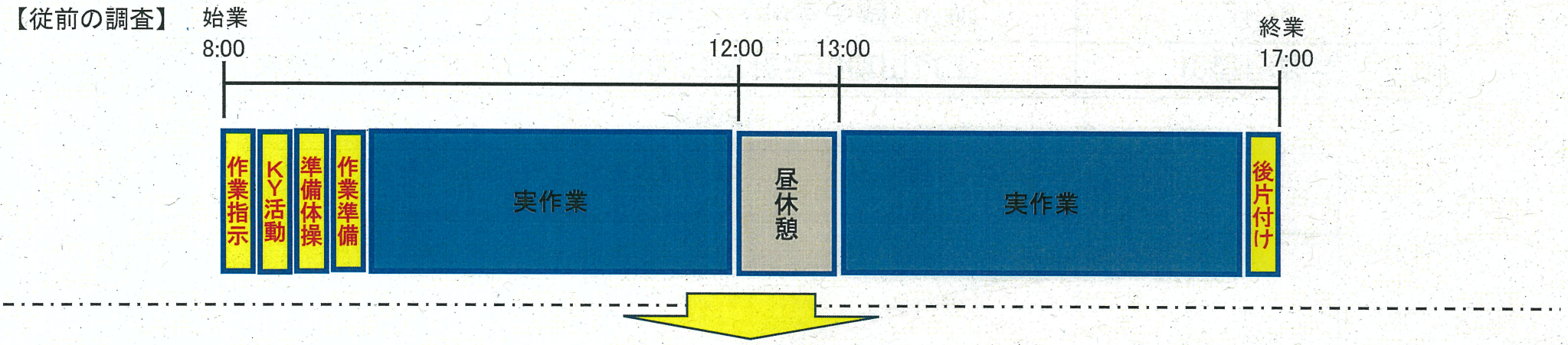
300万円以下	300万円超え10億円以下	10億円超え
43.14	**$227.2 \times (\text{対象金額})^{-0.1114}$**	**22.58**

※本改正により「地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」の発注者が提示する現場管理費に対する実績変更対象経費の割合を変更。

移動時間を踏まえた積算の適正化

（施工企画調整室）

○ 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映。
○ 道路での工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映。



○次の工種について、調査・分析により改定
・舗装版破砕工　・舗装版切断工　・安定処理工（バックホウ混合）

現場環境改善費の設定

（施工企画調整室）

○ 農業農村整備事業の工事は、農家調整などの対応が多く効率的できないため、地域対策費として農家調整の他に周辺住民への生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うためとして、現場環境改善に要する費用として現場環境改善費を新たに導入。

○ 令和6年度は、実態調査の結果を踏まえ、現場環境改善費に要する費用について、新たな率式等を設定。

■現場環境改善費の内容

計上費目	実施する内容
仮設備関係	用水・電力等の供給設備、緑化・花壇、ライトアップ経費 見学路及び椅子の設置、昇降設備の充実、環境負荷の軽減
営繕関係	現場事務所の快適化、労働宿舎の快適化、現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ、盗難防止対策（警報器等） 猛暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	地域対策費（関係農家との調整等）、完成予想図、工法説明図、工事工程表、デザイン工事看板、見学会等の開催、見学所、パンフレット・工法説明ビデオ、社会貢献

■現場環境改善費用の算定式

$K = i \cdot Pi + \alpha$

i ：現場環境改善費率（%）　$203.6 \cdot Pi^{-0.3077}$　（５億円以下の場合）

0.43　（５億円を超える場合）

Pi ：対象額（円）（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額）　※対象額の上限は５億円

α ：積上げ計上分（円）

※直接工事費1億円で、8万円程度の増額

工期算定における熱中症対策の充実

（施工企画調整室）

○ 国営土地改良事業等における積算では、共通仮設費（現場環境改善費）において「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費において工期に占める真夏日の割合に応じた補正を行ってきたところ。
○ 今般、猛暑日を反映した工期設定となるよう月標準稼働日数の算定方法を見直し。

□ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のＷＢＧＴ値31以上の時間を日数換算し、５カ年平均したもの）を月標準稼働日数の算定に加味し工程を設定。また、近年の降雨状況を反映するすることとし、降雨日日数の算定において、10カ年平均から５カ年平均に見直し。

工期＝施工に必要な実日数×（月平均日数／月標準稼働日数）
＋準備期間＋後片付け期間＋その他作業不能日

（施工に必要な実日数
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出）

月標準稼働日数＝（月平均日数－月平均休日数－天候等による作業不能日数－作業待ち日数）

天候等による作業不能日数＝降雨日日数※1＋猛暑日日数

※1：10カ年平均した日数から５カ年平均した日数に見直し

猛暑日日数＝年毎のＷＢＧＴ値31以上の時間※2を日数換算し、平均した値（対象：５カ年）

※2：８時～17時の間のデータを対象とする。
ＷＢＧＴ値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データを活用

大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）

（施工企画調整室）

○ 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

		岩手・宮城・福島県内（東日本大震災）	熊本県内（熊本地震）	広島県内（平成30年7月豪雨）
復興係数 間接工事費を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	補正率	共通仮設費：1.3（福島県内：1.5）	共通仮設費：1.1	共通仮設費：1.1⇒1.0
		現場管理費：1.1（福島県内：1.2）	現場管理費：1.1	現場管理費：1.1⇒1.0
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工	土工	土工
	補正率	土工：標準作業量を10%低減 ⇒ 0%	土工：標準作業量を20%低減 ⇒10%低減	土工：標準作業量を10%低減 ⇒ 0%

補正率を見直し令和6年度も復興係数・復興歩掛を継続（広島県内の補正は終了）

中山間地域における諸経費の見直し

（施工企画調整室）

○ 実態調査の結果を踏まえ、中山間地域における諸経費（共通仮設費、現場管理費）の補正係数を改定

【現行】

項　目	算定式
共通仮設費	対象金額×（共通仮設費率×１．１）
現場管理費	対象金額×（現場管理費率×１．０）

【改定】

項　目	算定式
共通仮設費	対象金額×（共通仮設費率×１．２）
現場管理費	対象金額×（現場管理費率×１．１）

＜ほ場整備工事の場合＞

直接工事費１億円の工事では、共通仮設費及び現場管理費で400万円程度の増

◆備　考

・中山間地域における補正係数は、全ての工種に適用（コンクリートダム及びフィルダム工事を除く）

・中山間地域とは、農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域及び山間農業地域をいう。
中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。

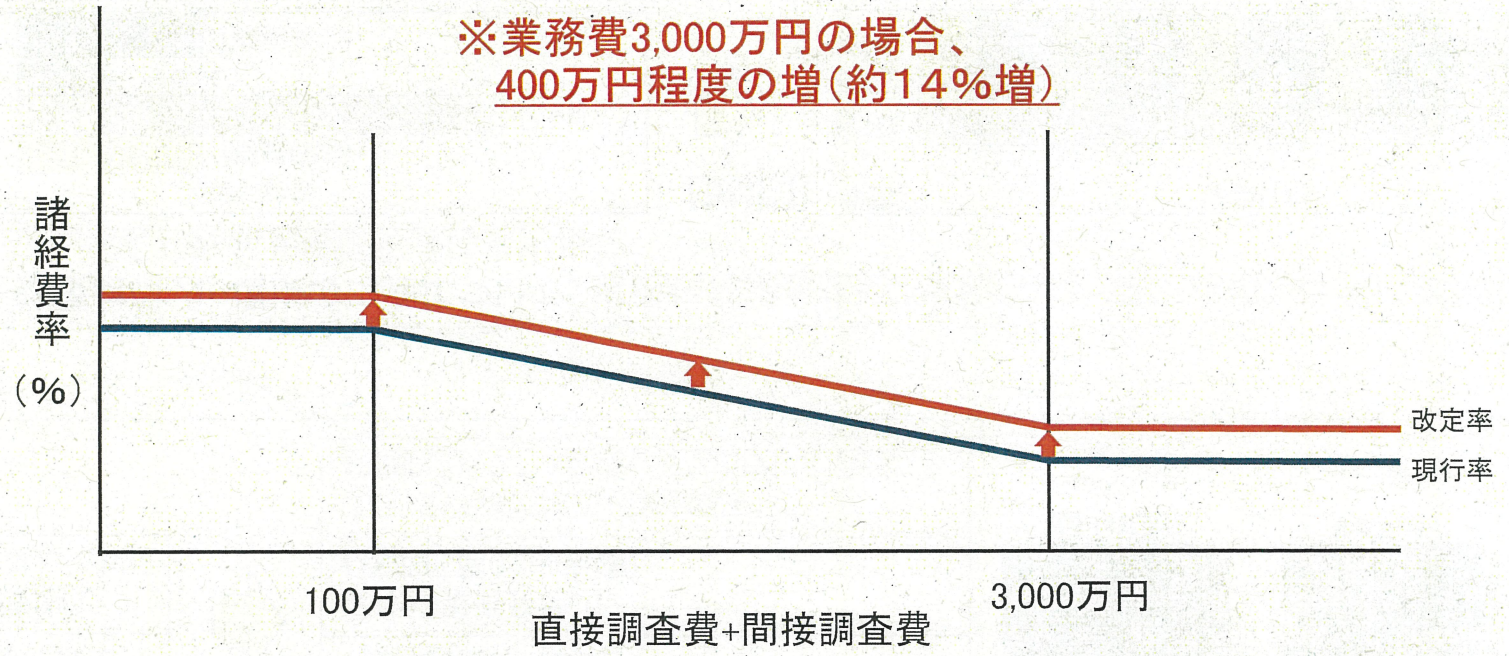
https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.htmlを参照。

地質調査業務の諸経費

（施工企画調整室）

○ 実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定。

改定イメージ



【現行】

100万円以下	300万円超え10億円以下	3,000万円超え
59.9	$285.3 \times (\text{直接調査費+関節調査費})^{-0.113}$	40.8

【改定】

100万円以下	300万円超え10億円以下	3,000万円超え
82.5	**$290.2 \times (\text{直接調査費+間接調査費})^{-0.091}$**	**60.6**

土木標準歩掛の改定

（施工企画調整室）

○ 実態調査の結果を踏まえ、土木標準歩掛を制定、改定。（主なもの）

■ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満バックホウによる施工）

狭小部等でブルドーザ施工が困難な場合の現場条件に適合した歩掛を制定。

【現行】
- ①ほ場整備整地工（標準区画0.3ha以上）
- ②ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満）

【改定】
- ①ほ場整備整地工（標準区画0.3ha以上）
- ②ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満）
- **③ほ場整備整地工（新規制定）（標準区画0.3ha未満バックホウによる施工）**


表土はぎ取り

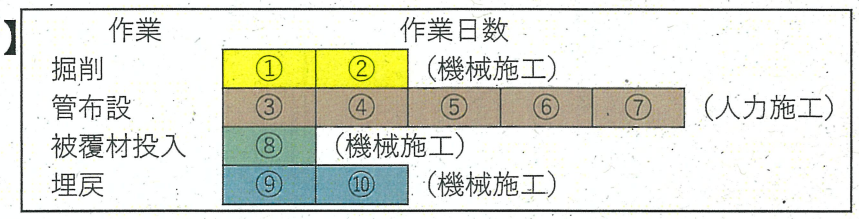

基盤切盛


表土整地

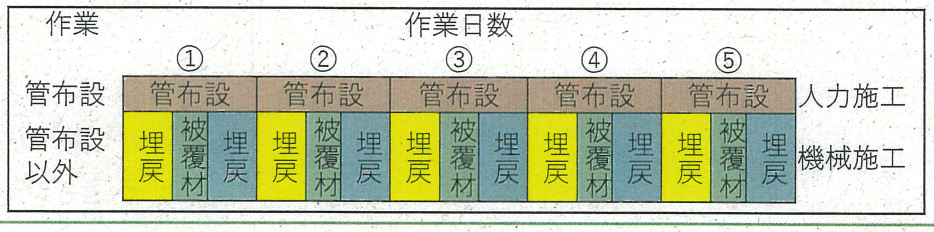
■暗渠排水工

掘削~暗渠管布設~被覆材投入~埋戻の工程について、**標準作業量をサイクルタイム（一連の作業を日単位で施工）に見直し**
日標準作業量は、**人力施工である暗渠管布設により決定**

【現行】



【改定】



■硬質ポリ塩化ビニル管人力・機械布設

接合箇所施工歩掛の制定

10m当たり接合箇所3箇所を超える場合の1箇所当り接合歩掛の制定

（歩掛には、10m当たり継手箇所3か所の設置歩掛が含まれている）

接合箇所の計上方法の追記


継手材接合

調査・測量・設計業務標準歩掛等の改定

（施工企画調整室）

○ 実態調査の結果を踏まえ、積算参考資料作成の改定、解析等調査業務に「計画準備」を追加。
○ 測量業務の打合せに係る職種、工数を改定。

■ 【設計】積算参考資料作成

【現行】

作業項目	技師A換算値
(1)現地調査～(10)点検とりまとめ	38．82

【改定】

作業項目	技師A換算値
(1)現地調査～(10)点検とりまとめ	41．43

※上記は、「積算資料及び施工単価条件資料」を200ページ作成した場合の換算値

■ 【地質調査】解析等調査業務に「計画準備」を追加

（1業務当たり）

作業工程	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	備考
計画準備	1．5	2．5	2．5	2．0	

■ 【測量】打合せ

【現行】

	測量主任技師	測量技師	測量技師補
着手前	(0．5)	0．5	0．5
中　間		0．5	0．5
最　終	(0．5)	0．5	0．5

【改定】

	測量主任技師	測量技師	測量技師補
着手前	0．5	0．5	
中　間	0．5		0．5
最　終	0．5	0．5	

(　)は必要に応じて計上

※上記は、打合せに係る作業日数を標準の0.5日とした場合

情報化施工の対象工種の拡大

（施工企画調整室）

○「情報化施工技術の活用ガイドライン」の新工種として、地盤改良工と法面保護工を追加。

■ 対象範囲

	対象工種	対象プロセス	出来形管理の対象技術	対象施工規模
地盤改良工	・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー撹拌工）	・3次元起工測量（①） ・3次元設計データ作成（②） ・ICT建設機械による施工（③） ・3次元出来形管理等の施工管理（④） ・3次元データの納品（④）	[面管理] ・施工履歴データ	制限なし
法面保護工	・ラス張　・植生マット ・植生シート　・繊維ネット ・張芝　・植生基材吹付 ・種子散布　・客土吹付 ・人工張芝　・吹付枠	・3次元起工測量（①） ・3次元設計データ作成（②） ・3次元出来形管理等の施工管理（④） ・3次元データの納品（④）	[断面管理] ・TS等光波方式 ・TS（ノンプリズム方式） ・UAV空中写真測量 ・TLS ・UAVレーザー ・地上移動体搭載型LS ・RTK－GNSS	

■ 情報化施工に係る費用の積算方法

※上表「対象プロセス」の番号と下表の番号が対応している

	起工測量（①）	設計データ作成（②）	ICT建機による施工（③）	出来形管理・納品（④）
地盤改良工	3次元起工測量と従来の起工測量のそれぞれについて歩掛見積り（諸経費込み）を徴収し、両者の差額を工事価格に一括計上。	歩掛見積り（諸経費込み）を徴収し、工事価格に一括計上。	• 土地改良工事積算基準に基づき積算（作業日当たり標準作業量及び単価表は補正）。 • ICT建設機械経費加算額、保守点検費、システム初期費を別途計上。	補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上しない。
法面保護工			－	